審　査　基　準

平成 28 年 7 月 5 日作成

法　　令　　名：火薬類取締法
根　拠　条　項：第１９条第４項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第１７条第８項、同第１９条第４項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第５条（運搬証明書の再交付の申請）、同第８条（運搬の届出等の経由）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：１日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先： 申請書は、許可証の交付を受けた警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：